



平成24年1月4日 長久手市誕生へ

市の名称、市制施行の時期、住所表示の方法について、2月16日(水)に長久手町市制施行名称等検討委員会から町長に答申がありました。町では、以下の答申内容に基づいて、市制の手続きを進めています。

問合せ先 市制施行準備室(☎56・0600)

■答申の内容

項目	市の名称 「長久手市」	市制施行の時期 「平成24年1月4日」	住所表示の方法 「現在の字名のみの表記」
理由	<ul style="list-style-type: none"> 小牧・長久手の戦いや日本国際博覧会で全国的に知られた地名であり、明治39年以来、100年以上町村名として使用しています。 アンケートでは、「長久手市」が望ましいとした意見が8割以上を占めています。 平成以降、単独で市制施行した団体は、同一の市名がない限り、従来の町村名を継続しており、「長久手」という市町村名は全国に一つしかない名称です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行に関する手続きや各種の準備事務が無理なく整う時期は平成23年12月です。 年末年始は転入、転出など住民の移動が少なく、町全体への影響が小さくて済みます。 年末年始の休庁日を利用して電算システムの移行作業を行うことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートでは、「大字」および「字」のつく地域に住む人の住所表示に対して最も多かった回答は、「字名のみとする」でした。 町全体で住所表示を変更できるのは、将来にわたり、今回の市制移行が唯一の機会です。 将来にわたって使用する住所表示を簡素化し、住民や企業など町全体の利便性を向上させる必要があります。

※住所表示の変更に伴い、大字名の表記はなくなりますが、自治組織の位置づけについては、大字名を引き続き使っていくことを検討していきます。また、団体や公共施設の名称は「町」を「市」に変更する以外、変える予定はありません。

■住所表示はどのように変わるの？

1 基本的な住所表示

- ①「愛知県」の表記がなくなり「長久手町」が「長久手市」となります。
- ②「大字○○字」の表記がなくなります。
- ③地番の変更はありません。



(例)

現 在		市制移行後
愛知県長久手町	蟹原	
	大字長湫字東原山	東原山
	大字岩作字三ヶ峯	三ヶ峯
	大字前熊字西脇	西脇
	大字熊張字郷前	郷前

2 同一の字名の住所表示

町内には、下表のとおり同じ字名が存在するため、大字名と字名を併記して地名の重複を避けます。ただし、大字長湫にある同じ字名(深田、丸根)については、一部の区域で土地区画整理事業が予定されていることなどから、字名のみを表記することとします。

(例) 現在 愛知県長久手町大字岩作字下田
 大字前熊字下田
 大字熊張字下田

➡

市制移行後 長久手市岩作下田
 前熊下田
 熊張下田

地区 同一の字名	「大字」「字」の つかない地区	大字長湫	大字岩作	大字前熊	大字熊張
下 田	—	—	岩作下田	前熊下田	熊張下田
寺 田	—	—	岩作寺田	前熊寺田	—
中 井	—	—	—	前熊中井	熊張中井
西 浦	西 浦	—	岩作西浦	—	—
原 山	原 山	—	—	前熊原山	—
平 地	—	—	岩作平地	—	熊張平地
深 田	—	深 田	—	—	熊張深田
福 井	—	—	岩作福井	—	熊張福井
丸 根	—	丸 根	岩作丸根	—	—
早 稲 田	—	—	岩作早稲田	—	熊張早稲田

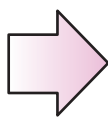
3 長湫地区内にある同一の字名の住所表示

長湫地区には、以下のように「大字」「字」のつく字名と「大字」「字」のつかない字名が同じ地名が4か所あります。これらは、お互いが隣接し、かつ地番の重複がないことから、市制施行後は「大字」「字」のつかない地区と同じ名称とし、区域も一つにまとめます。

(例) 現在 愛知県長久手町大字長湫字荒田
 愛知県長久手町荒田

➡

市制移行後 長久手市荒田



長湫地区内の同じ字名
「大字長湫字荒田」と「荒田」
「大字長湫字菖蒲池」と「菖蒲池」
「大字長湫字段ノ上」と「段の上」
「大字長湫字平池」と「平池」

■今後の予定

時 期	内 容
23年 6月	町議会で「長久手町を長久手市とすることについて」議案を上程
9月	県議会で「町を市とすることについて」議案を上程
	町議会で「字の名称及び区域の変更について」議案を上程
10~11月	全世帯・事業所を対象に住所表示の変更に伴う手続きに関するパンフレットを配布
24年 1月4日	市制施行